

# 陸上貨物運送事業労働災害防止協会大分県支部規約

## 第1章 総則

(通則)

第1条 陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下「協会」と称する。）定款第35条の規定に基づいて陸上貨物運送事業労働災害防止協会大分県支部（以下「支部」という。）を設けるものとする。

(事務所)

第2条 支部は、主たる事務所を大分市向原西1丁目1番27号 大分県トラック会館内に置く。

## 第2章 業務

(業務)

第3条 支部は、会員の事業に係る労働災害の防止に関し、労働安全衛生法に基づく次の業務を行う。

- (1) 労働災害防止規程の普及及び実施について、その促進を図ること。
- (2) 技術的事項について、指導及び援助を行うこと。
- (3) 労働者の技能に関する講習を行うこと。
- (4) 情報及び資料を収集し、及び提供すること。
- (5) 調査及び広報を行うこと。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

## 第3章 会員

(会員)

第4条 協会の会員であって大分県内に事業所を有する事業主（代理人を含む。）及び事業主の団体は、この支部に所属する支部会員とする。

(議決権及び選挙権)

第5条 支部会員は、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(加入、脱退及び会費の納入)

第6条 支部の加入及び脱退は別に定める。会員は、支部の事業活動に生じる費用に充てるため、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 会員が2年以上会費を滞納したときは、会員の資格を喪失する。

## 第4章 支部役員等

(役員の数)

第7条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1人
- (2) 副支部長 2人
- (3) 理事 7人以上9人以内  
(支部長及び副支部長を含む。)
- (4) 監事 2人以内

(役員の職務)

第8条 支部長は、支部を代表し、支部の会務を統括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、あらかじめ支部長の定める順位に従って、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の運営にあたる。

4 監事は、支部の業務及び経理の状況を監査する。

(役員の任免)

第9条 理事及び監事は、支部会員の中から支部総会（以下「総会」と称する。）において選任し、又は解任する。ただし、理事のうち2人以内及び監事のうち1人以内を支部会員以外の者から選任することができる。

2 支部長及び副支部長は、理事会において互選する。

(役員の任期)

第10条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(顧問及び参与)

第11条 支部に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、支部長が理事会に諮って委嘱する。

3 顧問及び参与は、支部の業務運営に関する重要な事項について、支部長の相談に応じるものとする。

## **第5章 総会**

(総会の招集)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、支部長が毎事業年度終了後遅滞なく招集する。

3 臨時総会は、支部長が必要あるときは、理事会に諮って招集する。

4 支部会員の5分の1以上にあたる会員が、会議の目的事項及び招集の理由を記載した書面を提出して請求したときは、支部長は遅滞なく臨時総会を招集しなければならない。

(総会の招集手続)

第13条 総会の招集は、会日の10日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面を各会員に発して行うものとする。

(議長)

第14条 総会の議長は、支部長とする。

(総会の議決事項)

第15条 総会は、この規約で定めるもののほか、次の事項について審議決定する。

- (1) 支部規約に関する事項
- (2) 経費の分担方法に関する事項
- (3) 協会の総代選挙に関する事項
- (4) その他支部長が必要と認める事項

(総会の議事)

第16条 総会は、会員の過半数が出席しなければ、会議を開き議事を決することができない。

2 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前2項の場合において、書面をもって表決をし、又は議決権の行使を他の者に委任した会員は、出席者とみなす。

(総会の議事録)

第17条 総会の議事録は、議長及び議長の指名した理事が作成し、これに署名するものとする。

2 前項の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 会議の目的たる事項
- (3) 議事の経過の概要

## **第6章 理事会**

(理事会)

第18条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、必要に応じ、支部長が招集する。

3 理事会の議長は、支部長とする。

(理事会の議事)

第19条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項について審議決定する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 会務処理に関する事項
- (3) その他支部長が必要と認める事項

(準用)

第20条 第16条及び第17条の規定は、理事会に準用する。

## **第7章 正副支部長会**

(正副支部長会)

第21条 正副支部長会は、支部長及び副支部長をもって構成する。

2 正副支部長会は、必要に応じ、支部長が招集する。

3 正副支部長会の議長は支部長とする。

(正副支部長会の議事)

第22条 正副支部長会は、次の事項について審議決定する。

- (1) 理事会に提出する議案
- (2) その他支部長が必要と認める事項

## **第8章 地域支部及び分会**

(地域支部及び分会)

第23条 支部は、事業運営上必要な地域に地域支部を置き、地域支部の地域内に分会を置くことができる。

2 地域支部長は、公益社団法人大分県トラック協会の地区長をもって充てる。

3 地域支部及び分会に関する必要事項は、別に規程を定める。

## **第9章 会計**

(経費の支弁)

第24条 支部の経費は、会費、交付金及びその他の収入をもって支弁する。

2 支部長は、支部の会計を管理する。

(会計年度及び事業年度)

第25条 支部の会計年度及び事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。  
(予算案の作成)

第26条 支部長は、毎会計年度の初めに事業計画及び収支予算案を作成し、総会の承認を得なければならない。

(会計書類の作成及び監査)

第27条 支部長は、毎会計年度の事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

## **第10章 事務局**

(事務局)

第28条 本支部の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、支部長が理事会の承認を経て任免する。

4 前項以外の職員は、支部長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、支部長が理事会の決議により別に定める。

## **第11章 補則**

(委任)

第29条 この規約に定めるもののほか、支部の運営に関する必要な事項は、支部長が理事会の決議により別に定める。

### 附 則

1 本規約は、昭和39年12月11日から施行する。

2 本規約は、平成27年5月28日から施行する。